点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（①供給約款の変更のための新たな手続類型の創設）	府省名	経済産業省
根拠となる法令	■法律　□政令　□府省令　□告示　□その他		
	電気事業法、ガス事業法		
規制の区分	□新設等　■緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		■設定あり　□設定なし	
ベースライン		■設定あり　□設定なし	
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	①
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	②
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　■負担なし　□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	
代替案	代替案の設定	■設定あり　□想定される代替案なし　□設定なし	
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている　■廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	■費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　□比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

① 遵守費用について、「事前の手続に要する期間が短縮される」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化して示すことが望まれる。具体的には、事前の手続に要する期間において、短縮が可能となる期間を推計する方法が考えられる。

② 行政費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、国において、公聴会の開催（電気事業法第 108 条、ガス事業法第 48 条）に係る費用が減少し、一方、供給約款の変更届出の内容が条件に適合していないと認められる場合に、変更命令の発出に係る費用が発生することが想定される。